

## 【畜 産】

### 酪農経営の強化と畜産物のブランド力向上

項 目	現 状 (23 年)	目 標 (29 年)
畜産産出額*	1,034 億円	1,050 億円

\* 乳牛・豚は生産の効率化、肉用牛は品質の向上、鶏は計画的な生産の推進などを講じ、畜産産出額を維持・拡大します。

#### [ 現状認識 ]

本県の畜産は、県農業産出額の約 25%を占める基幹的部門であり、このうち、酪農、養豚及び鶏卵においては、全国有数の畜産県として、首都圏における畜産物の供給地としての役割を担っています。

しかしながら、近年の畜産経営では、輸入飼料価格の高止まりなど生産コストの増加を背景に、収益性が悪化しており、若い後継者のいる経営体においても廃業が懸念されています。

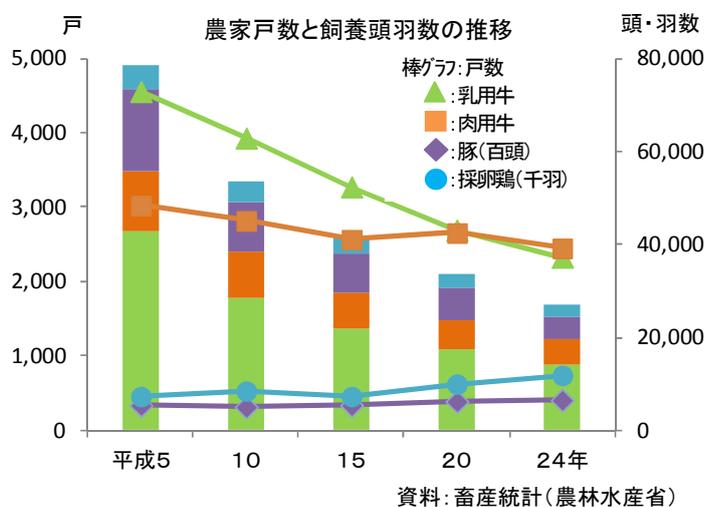
このため、収益力の高い経営への転換が急務であることから、家畜 1 頭当たりの生産能力を高めるとともに、意欲ある経営体に飼養管理技術の改善を促し、生産の効率化を一層進める必要があります。

また、輸入飼料価格に左右されない安定した経営のためには、自給飼料の生産拡大による飼料自給力の強化が必要です。

一方、販売面では、県産畜産物の知名度が依然として低く、産地間競争が激化

している中、有利販売につなげるためには、安定供給はもとより、品質の向上などによる差別化やプロモーション活動を行い、ブランド力を高める必要があります。

さらに、アジアを中心に世界各国で発生が見られている口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの伝染力や病原性の強い急性悪性家畜伝染病については、侵入防止対策の徹底を図るとともに、万一発生した場合には、迅速な初動防疫措置や感染拡大防止対策を講じる必要があります。



## [ 基本方向 ]

酪農の生産基盤を強化するため、乳牛の生産性向上に自ら取り組む経営体を重点的に支援するとともに、飼料自給力を強化し、経営の安定化を図ります。

また、県産畜産物のブランド力を高めるため、出荷体制の一元化や安全で高品質な畜産物の生産体制を支援し、販売力を強化します。

さらに、口蹄疫<sup>※1</sup>や高病原性鳥インフルエンザ<sup>※2</sup>など急性悪性家畜伝染病<sup>※3</sup>に適切に対処するため、家畜保健衛生所の機能強化を進めます。

※1 口蹄疫：口蹄疫ウイルスの感染により、牛、めん羊、山羊、豚などに発生する伝染力の非常に強い病気です。

※2 高病原性鳥インフルエンザ：鳥類に感染するA型インフルエンザの中で、伝染力が強く、高い死亡率を示す病気です。

※3 急性悪性家畜伝染病：口蹄疫並びに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザといった伝染力が強く、発生した場合は家畜の生産性を低下させ、深刻な影響を与える恐れのある伝染病をいいます。

## [ 主な取組 ]

### 1 家畜の生産性向上と生産基盤の強化

#### 取組の方向性

家畜の生産性向上と生産基盤の強化を図るため、生産能力の高い家畜への改良を進めるとともに、効率的な飼養管理技術の開発・普及を図ります。

また、関係機関との連携による指導・支援体制を強化し、意欲ある経営体に対して重点的に支援を行います。

#### 具体的な取組

##### ア 生乳生産性の向上と経営安定

- ・乳牛の管理技術の改善と優良乳牛を選抜するため、乳牛個々の生産情報を収集・解析する牛群検定事業を推進するとともに、指導體制の強化を図ります。
- ・乳牛の生産性を向上させるため、性判別精液や受精卵の活用による優良後継牛の増頭について支援するとともに、暑熱ストレスの軽減など乳牛の健康や生産に適した施設の改善指導を行います。
- ・高い生産技術と経営管理能力を有する担い手を育成するため、「酪農青年会議<sup>※1</sup>」の取組を支援するとともに、和牛との複合経営や観光資源を生かした6次産業化など新たな取組を推進します。
- ・生産コストの低減や省力化を図るため、飼養規模等に応じた、新しい飼育管理技術の活用を推進します。
- ・労働負担の軽減や新規就農者の技術習得の場として活用するため、酪農ヘルパー<sup>※2</sup>などの労力補完組織の充実・強化を推進します。

※1 酪農青年会議：酪農青年が経営に関わる知識・技術の習得を図りながら、互いに切磋琢磨するための組織のことです。

※2 酪農ヘルパー：休みをとる酪農家に代わって、日常の作業である乳搾りや飼料給与などに従事する人のことです。

## イ 肉用牛生産基盤の強化

- ・和牛の生産基盤を強化するため、優良な遺伝資源を持つ繁殖和牛から受精卵を採取し、酪農家の乳牛に移植することにより、優良な繁殖和牛を増やします。
- ・繁殖和牛を飼育する担い手を確保するため、繁殖和牛専業経営の他、繁殖肥育一貫経営及び酪農経営との複合型経営等を推進します。
- ・品質の高い牛肉を安定して生産するため、県等の関係機関により重点的に指導する農場を選定し、肥育技術の向上と普及を図ります。

## ウ 肉豚の生産性向上と経営安定

- ・養豚農家における肉豚の生産性を高めるため、産肉性の高い新規系統豚<sup>※</sup>を作出します。
- ・新規系統豚の普及を進めるため、系統豚の増殖体制を強化するとともに、銘柄豚生産団体において系統豚による肉豚生産を促進します。
- ・養豚経営の安定化を図るため、肉豚価格の下落時に価格差を補填する所得補償制度により支援します。

※ 系統豚：遺伝的にバラツキのない、相互に一定以上の血縁関係を持った能力的に優れた豚の集団のことです。

## エ 鶏卵安定生産の推進

- ・鶏卵価格の安定化を図るため、生産者が自ら取り組む卵価安定制度を推進します。

## 主な事業

- 乳牛の改良促進と生産基盤強化
- 和牛繁殖基盤の強化と肥育技術向上支援
- 優良種豚の安定供給
- 養豚・養鶏経営の安定化

## 【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
乳牛1頭当りの乳量 <sup>*1</sup>	8,570 kg/年	8,800 kg/年
繁殖和牛の頭数 <sup>*2</sup> (累計)	2,570 頭	3,000 頭
新規系統豚による繁殖豚の供給頭数 <sup>*3</sup>		2,000 頭/年

\*1 飼養管理の改善と遺伝的な改良の両面から年間で50kgの増加を目指します。

\*2 受精卵移植、繁殖和牛の導入及び波及効果により、年間100頭の増加を目指します。

\*3 27年度からの供給開始に備え体制を強化し、現系統豚(L3)の供給量の130%を目指します。

## 2 飼料自給力の強化

### 取組の方向性

飼料自給率の向上を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、水田や耕作放棄地等の有効利用による自給飼料生産拡大や飼料作物の安定多収生産技術等の開発・普及を推進します。

また、自給飼料の生産拡大において、畜産農家の労働負担の軽減を図るため、飼料生産受託組織を育成します。

### 具体的な取組

#### ア 水田や耕作放棄地等の有効活用による自給飼料生産拡大

- ・水田や耕作放棄地等の有効活用により自給飼料生産を拡大するため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料用米や稲ホールクロップサイレージ<sup>※</sup>等の増産や放牧を推進します。

※ 稲ホールクロップサイレージ：稲を子実も含め茎葉部全体を刈り取り、長期保管するため発酵処理を行った飼料のことです。

#### イ 飼料作物の高収量、低コストによる生産拡大

- ・自給飼料の生産性を向上させるため、多収品種による生産や技術指導の強化により、高収量・低コスト飼料生産を推進します。

#### ウ 飼料生産コントラクターの育成及びTMRセンターの設置推進

- ・飼料の安定供給と低コスト化を図るため、飼料生産部門の作業を請け負う飼料生産コントラクター<sup>※1</sup>を育成するとともに、飼料の調製作業を請け負うTMRセンター<sup>※2</sup>の設置を推進します。

※1 コントラクター：飼料生産の作業を請け負う集団や組織のことです。

※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料がバランス良く配合された完全混合飼料（total mixed ration）を専門的に製造し、農家に直接、販売供給する施設や組織のことです。

#### エ 低利用飼料資源等の有効活用

- ・飼料自給率の向上と資源の有効活用を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料として利用率の低い稲わらの有効利用を促進します。
- また、食品残さ飼料であるエコフィードについては、関係機関との連携、需給者間のマッチングを支援し、利用の拡大を図ります。

### 主な事業

- 飼料生産力向上のための技術指導の強化
- 飼料生産を拡大するための機械導入支援
- 飼料生産コントラクターの育成とTMRセンターの設置推進
- エコフィードの利用促進（再掲・6次産業化）

## 【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
飼料用稲作付面積*1	1,500ha/年	2,100ha/年
粗飼料自給率*2	33%	38%
飼料生産コントラクター数*3 (累計)	29	35

\*1 過去の取組実績から29年度目標を2,100haに設定し、毎年約120haずつ拡大します。

内訳は、飼料用米1,600ha、WC S用稲500haです。

\*2 事業展開により自給飼料の生産拡大を進め、年間1%の増加を目指します。

\*3 5年後の組織数について、現状から20%の増加を目指します。

## 3 畜産物の販売促進

### 取組の方向性

県産畜産物の知名度向上を図るため、県産豚肉の共通名称を「チバザポーク」、県産牛肉を「チバザビーフ」として、統一的なプロモーション活動を展開するとともに、品質向上や安定供給の取組を更に進め、県産食肉のブランド力向上を図ります。

### 具体的な取組

#### ア 県産豚肉の販売力強化

- ・「チバザポーク」の有利販売を図るため、消費者に対する生産工程の公開等の安全・安心につながる取組を支援するとともに、県下統一的なプロモーション活動を実施します。

#### イ 県産牛肉のブランド力向上

- ・「チバザビーフ」がブランド牛肉として食肉市場で認知されるよう、県産牛肉の統一的な出荷を目指すため、各生産者組織相互の連携を強化するとともに、「平成28年度東京食肉市場まつり\*」への参加に向けた体制づくりと技術向上を図ります。

※ 東京食肉市場まつり：毎年10月に東京食肉市場で開催され、一つの県産牛肉の産地と卸売業者とが連携して行う消費拡大イベントのことです。県産牛肉を消費者だけでなく、卸売業者にPRすることができます。

#### ウ 畜産物の消費拡大

- ・県産畜産物の消費拡大を図るため、関係団体と連携してプロモーション活動を実施します。

### 主な事業

- 県産食肉「チバザポーク」・「チバザビーフ」の販売力強化（再掲・販売促進・輸出拡大）

**【達成指標】**

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
チバザビーフ組織による食肉市場への出荷シェア*	37%	60%

\* 東京食肉市場に出荷される県産牛肉に占めるチバザビーフ組織の出荷割合を5年後に60%、10年後、100%を目指します。

**4 家畜排せつ物の適正管理と有効利用****取組の方向性**

地域と調和した畜産経営を目指すため、新たな環境規制への対応や飼養規模拡大に伴う機能向上に必要な機械・施設の導入を支援します。

また、家畜ふん堆肥の利用については耕畜連携を図り、資源循環型農業の取組を推進します。

**具体的な取組****ア 家畜排せつ物の適正管理**

- ・排水規制の強化や規模拡大への対応と周辺環境に配慮した臭気の低減対策のため、既存の家畜ふん尿処理施設の機能向上や施設整備を支援します。

**イ 堆肥流通の推進**

- ・堆肥の水田等への施用など新たな利用拡大を図るため、堆肥散布機械等の導入支援や利用者ニーズに沿った堆肥づくりを行い、耕畜連携による環境にやさしい農業を推進します。

**主な事業**

- 家畜排せつ物の適正管理
- 家畜ふん堆肥の利用促進

**【達成指標】**

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
堆肥散布・利用集団数* (累計)	65	86

\* 5年後の組織数について、現状から30%の増加を目指します。

## 5 家畜衛生対策の強化

### 取組の方向性

家畜の健康を守り、安定的に畜産物を供給するため、家畜伝染病の予防とまん延防止に取り組むとともに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの急性悪性家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の整備を図ります。

また、家畜の生産性を阻害する慢性疾病の清浄化に向けた取組を推進します。

### 具体的な取組

#### ア 家畜保健衛生所の機能強化

- ・急性悪性家畜伝染病発生等の危機管理に対応するため、迅速かつ的確な防疫措置を講ずるよう家畜保健衛生所の機能を強化します。

#### イ 急性悪性家畜伝染病に対する危機管理体制の強化

- ・急性悪性家畜伝染病発生時の防疫作業を円滑に実施するため、防疫資材の備蓄や県域関連団体との防疫業務協定の締結を進めるとともに、防疫演習を実施するなど、関係機関と連携した危機管理体制の強化を図ります。

#### ウ 家畜伝染病の発生予防とまん延防止

- ・家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、検査や病性鑑定による疾病診断や再発防止の対策を指導します。
- ・農家による自主防疫の徹底を図るため、飼養衛生管理基準<sup>※</sup>の遵守状況調査や巡回指導を実施します。

※ 飼養衛生管理基準：家畜伝染病の発生を予防するために、家畜の所有者が守るべき事項を規定したもので、消毒の徹底など病原体を「持ち込まない」「持ち出さない」を基本的な考えとしています。

#### エ 慢性疾病の清浄化による生産性向上の推進

- ・家畜の生産性を阻害するオーエスキー病<sup>※</sup>等の慢性疾病を清浄化するため、地域ぐるみによるワクチン接種を徹底させるとともに、感染家畜の発見・淘汰を行います。

※ オーエスキー病：オーエスキー病ウイルスを原因とした豚の病気のことで、妊娠豚での死流産やほ乳豚での神経症状が現れます。

### 主な事業

- 家畜伝染病対策を担う家畜保健衛生所の機能強化
- 口蹄疫などの急性悪性家畜伝染病危機管理体制の強化
- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止
- 慢性伝染性疾病の撲滅